

議案第 6 5 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 3 号)が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 2 5 年政令第 1 7 3 号)が平成 2 5 年 6 月 1 2 日に公布されたことにより、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和３８年大口町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３２条第５項中「第２３条第１項第１６号」を「第２３条第１項第１７号」に改める。

第４５条の２第１項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第１号を削り、同項第２号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とする。

第４５条の５第１項中「当該年度の前年度において第４５条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第４２条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の２分の１に相当する額」に改める。

附則第６条第４項中「第１９条第１項又は第２０条の２第１項」を「第１９条第１項、第１９条の２第１項又は第２０条第１項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「金額又は附則第２０条の２第１項」を「金額、附則第１９条の２第１項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第２０条第１項」に改める。

附則第６条の２第４項中「第１９条第１項又は第２０条の２第１項」を「第１９条第１項、第１９条の２第１項又は第２０条第１項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「金額又は附則第２０条の２第１項」を「金額、附則第１９条の２第１項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第２０条第１項」に改める。

附則第７条の４中「附則第１９条第１項」の次に「、附則第１９条の２第１項」を加え、「附則第２０条の２第１項」を「附則第２０条第１項」に改める。

附則第１６条の３の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第１項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第３２条第４項に

規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第32条第1項」に、「配当所得の金額(以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」という」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」という」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号」に改め、同条第2項中「町民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、町民税」に、「受けるべき上場株式等の配当等」を「受けるべき特定上場株式等の配当等」に、「他の上場株式等の配当等」を「他の特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に、「、当該株式等」を「、当該一般株式等」に、「の当該株式等」を「の当該一般株式等」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「「株式等」を「「一般株式等」に、「、株式等」を「、一般株式等」に、「(株式等」を「(一般株式等」に、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 19 条の 2 を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第 19 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 32 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「附則第 19 条第 1 項」とあるのは「附則第 19 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第 19 条の 3 から第 20 条までを削る。

附則第 20 条の 2 第 2 項中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条第 1 項」に改め、同条を附則第 20 条とする。

附則第 20 条の 3 を削る。

附則第 20 条の 4 第 2 項中「附則第 20 条の 4 第 1 項」を「附則第 20 条の 2 第

1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 20 条の 4 第 3 項」を「附則第 20 条の 2 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 20 条の 4 第 3 項」を「附則第 20 条の 2 第 3 項」に、「附則第 20 条の 4 第 4 項」を「附則第 20 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 20 条の 4 第 3 項」を「附則第 20 条の 2 第 3 項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第 4 号中「附則第 20 条の 4 第 3 項」を「附則第 20 条の 2 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 20 条の 4 第 3 項」を「附則第 20 条の 2 第 3 項」に改め、同条を附則第 20 条の 2 とする。

附則第 20 条の 5 を削る。

附則第 21 条第 2 項中「附則第 41 条第 11 項」を「附則第 41 条第 10 項」に改める。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 14 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 45 条の 2 第 1 項及び第 45 条の 5 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日

(2) 附則第 6 条、第 6 条の 2、第 7 条の 4、第 16 条の 3 及び第 19 条から第 20 条の 5 までの改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債（同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）第 45 条の

2 及び第 45 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の地方税法第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 6 条、第 6 条の 2、第 7 条の 4、第 16 条の 3 及び第 19 条から第 20 条の 2 までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(所得割の課税標準) 第 3 2 条 略 2 ～ 4 略 5 法第 2 3 条第 1 項第 1 7 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第 3 3 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 略 (公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第 4 5 条の 2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 3 2 1 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 6 5 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 4 2 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 4 5 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等	(所得割の課税標準) 第 3 2 条 略 2 ～ 4 略 5 法第 2 3 条第 1 項第 1 6 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第 3 3 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 略 (公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第 4 5 条の 2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 3 2 1 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 6 5 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 4 2 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 4 5 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の

新	旧
年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 (1) 略 (2) 略	際に特別徴収の方法によって徴収する。 (1) <u>当該年度の初日の属する年の１月１日以 後引き続き町の区域内に住所を有する者で ない者</u> (2) 略 (3) 略
2 略	2 略
(年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第４５条の５ 当該年度の初日の属する年の前 年の１０月１日からその翌年の３月３１日ま での間における特別徴収対象年金給付の支払 の際、前条第２項の支払回数割特別徴収税額 を徴収されていた特別徴収対象年金所得者に ついて、老齢等年金給付が当該年度の初日か らその日の属する年の９月３０日までの間に おいて支払われる場合においては、当該特別 徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に 係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額として年金所得に係る仮特別徴収税額（<u>当 該特別徴収対象年金所得者に対して課した前 年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対 象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る 所得に係る所得割額及び均等割額の合算額</u> （<u>当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割 額を第４２条第１項の規定により特別徴収の 方法によって徴収した場合においては、前々 年中の公的年金等に係る所得に係る所得割 額</u>）の２分の１に相当する額をいう。以下こ の節において同じ。）を、当該年度の初日か らその日の属する年の９月３０日までの間に おいて特別徴収対象年金給付の支払をする 際、特別徴収の方法によって徴収する。	(年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第４５条の５ 当該年度の初日の属する年の前 年の１０月１日からその翌年の３月３１日ま での間における特別徴収対象年金給付の支払 の際、前条第２項の支払回数割特別徴収税額 を徴収されていた特別徴収対象年金所得者に ついて、老齢等年金給付が当該年度の初日か らその日の属する年の９月３０日までの間に おいて支払われる場合においては、当該特別 徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に 係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額として年金所得に係る仮特別徴収税額（<u>当 該年度の前年度において第４５条の２第１項 の規定により特別徴収の方法によって徴収さ れた年金所得に係る特別徴収税額に相当する 額をいう。以下この節において同じ。）を、 当該年度の初日からその日の属する年の９月 ３０日までの間において特別徴収対象年金給 付の支払をする際、特別徴収の方法によって 徴収する。</u>
２・３ 略	２・３ 略

新	旧
附 則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第 6 条 略 2・3 略 4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、<u>第 19 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項又は第 20 条第 1 項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、附則第 19 条の 2 第 1 項に規定する<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は附則第 20 条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。 5 略 （特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第 6 条の 2 略 2・3 略 4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用について	附 則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第 6 条 略 2・3 略 4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、<u>第 19 条第 1 項又は第 20 条の 2 第 1 項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。 5 略 （特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第 6 条の 2 略 2・3 略 4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用について

新	旧
は、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所号金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、<u>第19条第1項、第19条の2第1項又は第20条第1項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、附則第19条の2第1項に規定する<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。	は、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所号金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、<u>第19条第1項又は第20条の2第1項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。
5 略	5 略
（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、<u>附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附	（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は<u>附則第20条の2第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の

新	旧
則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。	規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。
(上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る町民税の課税の特例)	(上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る町民税の課税の特例)
第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。	第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、<u>当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>」という。)</u>に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に<u>係る配当所得の金額</u>(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。
2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特	2 <u>町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受け

新	旧
<u>定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものと</u> <u>し、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u>	るべき<u>他の上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計

新	旧
額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合には、<u>当該一般株式等</u>に係る譲渡所得等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の<u>当該一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」という。）に対し、<u>一般株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額（<u>次項第1号</u>の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合には、<u>当該株式等</u>に係る譲渡所得等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の<u>当該株式等</u>に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（<u>当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額</u>（以下この項において「<u>特定株式等譲渡所得金額</u>」という。）に係る所得を有する場合には、<u>当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額</u>（第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「<u>株式等</u>に係る譲

新	旧
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。	渡所得等の金額」という。) に対し、<u>株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額 (<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額 (第2項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。

新	旧
(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。
<u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</u>	<u>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</u>
<u>第 19 条の 2</u> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 1 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「<u>特定株式等譲渡所得金額</u>」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 32 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	<u>第 19 条の 2</u> 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「<u>特定管理株式</u>」という。）又は同条第 1 項に規定する特定保有株式（以下この条において「<u>特定保有株式</u>」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

新	旧
2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。	2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第6項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第3項で定めるところにより、<u>当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 <u>（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）</u> 第19条の3 町民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第36条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管

新	旧
	<u>理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> <u>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたもの</u>

新	旧
	<u>とそれぞれみなして、前項及び附則第 19 条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u> <u>(特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例)</u> <u>第 19 条の 4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座を有する場合における法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第 35 条の 2 の 4 第 4 項及び第 5 項に定めるところにより行うものとする。</u> <u>(源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例)</u> <u>第 19 条の 5 町民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第 18 条の 4 の 2 第 10 項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第 24 条第 1 項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> <u>2 町民税の所得割の納税義務者が第 32 条第 4 項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉</u>

新	旧
	<u>徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u> <u>（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u> <u>第 1 9 条の 6 所得割の納税義務者の平成 2 2 年度分以後の各年度分の法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 2 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第 1 6 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。</u> <u>2 前項の町民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第 3 5 条の 2 の 5 第 3 項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第 3 2 条第 4 項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u> <u>3 第 1 項の規定の適用がある場合における附則第 1 6 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「配当所得の金額（以下）」とある</u>

新	旧
	のは「<u>配当所得の金額（附則第 19 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。</u> 4 <u>所得割の納税義務者の前年前 3 年内の各年に生じた法附則第 35 条の 2 の 6 第 16 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 35 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（第 6 項において準用する同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書を送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。</u> 5 <u>前項の規定の適用がある場合における附則第 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 19 条第 1 項の規定の適用については、附則第 16 条の 3 第 1 項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第 19 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第 1</u>

新	旧
	<u>9 条第 1 項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第 19 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。</u> <u>6 第 35 条の 2 第 4 項の規定は、同条第 1 項ただし書に規定する者（同条第 3 項の規定によつて同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第 4 項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の町民税について同条第 4 項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第 5 項の規定によつて同条第 1 項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第 5 項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第 19 条の 6 第 4 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。</u> <u>7 第 4 項の規定の適用がある場合における第 35 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 11 項（同法第 37 条の 13 の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。」と、「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「若しくは第 3 項から第 5 項まで又は附則第 19 条の 6 第 6 項において準用する前条第 5 項」と、同条第 2 項中「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「若しくは第 3 項から第 5 項まで又は附則第 19 条の 6 第 6 項において準用する前条第 5 項」とする。</u>

新	旧
	(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例) <u>第20条 租税特別措置法第37条の13第1</u> <u>項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</u> <u>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第35条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定</u>

新	旧
	<u>の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u> 3 <u>所得割の納税義務者の前年前３年内の各年に生じた法附則第３５条の３第１２項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第３５条の２第１項又は第４項の規定による申告書（第５項において準用する同条第５項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第１９条第１項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</u> 4 <u>前項の規定の適用がある場合における附則第１９条第１項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第２０条第３項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。</u> 5 <u>第３５条の２第５項の規定は、同条第１項ただし書に規定する者（同条第３項の規定によつて同条第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以</u>

新	旧
(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) <u>第20条 略</u> 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条第1項</u>に規定する先	<u>後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「<u>附則第20条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額</u>」と、「第1項の申告書」とあるのは「<u>、同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書</u>」と読み替えるものとする。</u> 6 <u>第3項の規定の適用がある場合における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) <u>第20条の2 略</u> 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第1項</u>に規定す

新	旧
物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。	る先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。 <u>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</u> <u>第20条の3 所得割の納税義務者の前年前3</u>

新	旧
	<u>年内の各年に生じた法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 8 項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（第 3 項において準用する同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における前条第 1 項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</u> <u>3 第 3 5 条の 2 第 5 項の規定は、同条第 1 項ただし書に規定する者（同条第 3 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第 1 項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第 4 項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第 5 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出することができる</u>

新	旧
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) <u>第20条の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の	<u>場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第1項の規定の適用がある場合における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) <u>第20条の4</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の

新	旧
規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。	規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の4第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の4第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若

新	旧
しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年	しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年

新	旧
度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第3項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「<u>附則第20条の2第4項</u>」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第</u>	度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。 (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の4第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の4第3項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「<u>附則第20条の4第4項</u>」とする。 (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の4第</u>

新	旧
<u>3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る<u>利子所得の金額又は配当所得の金額</u>」とする。</u>	<u>3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</u>
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第3項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。	(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等</u>（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等</u>（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規

新	旧
定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第３２条第６項と、同条第３項中「法第３６条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。	定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第３２条第６項と、同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。 <u>（保険料に係る個人町民税の課税の特例）</u> <u>第２０条の５ 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第５条の２第１項に規定する保険料をいう。）については、法第３１４条の２第１項第３号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。</u> <u>２ 第３５条の２第４項の規定は、前項の納税義務者（同条第１項又は第３項の規定によって同条第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第４項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。</u>
（旧民法第３４条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）	（旧民法第３４条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）
第２１条 略	第２１条 略
２ 第５４条の規定は、<u>法附則第４１条第１０項第１号から第５号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第５４条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第４１条第１０項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u>	２ 第５４条の規定は、<u>法附則第４１条第１１項第１号から第５号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第５４条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第４１条第１１項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u>

新	旧
第21条の2 法附則第41条第14項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第14項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア 法附則第41条第14項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第41条第14項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第14項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) 略	第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) 略

改正要旨

1 改正の目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度を見直し、金融所得課税の一体化等を見直し等の所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 第45条の2、第45条の5関係（年金特別徴収制度）

個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る仮徴収額について、改正前は前年度の本徴収額としていたのを、前年度税額の2分の1に相当する額としました。

これは、年税額が前年の年税額よりも大きく変動した場合には、本徴収額と仮徴収額に差が生じ、翌年度以降もこの不均衡は解消されないため、その不均衡の是正を図る見直しを行いました。また、賦課期日後に転出した場合においても、特別徴収を継続することとしました。この改正で、税負担の増減はありません。

適用は、平成28年10月以後に実施する特別徴収からとします。

(例) 通常の年税額60,000円の方が、1年だけ36,000円になった場合

年度	年税額	徴収区分	改正前	改正後
27	60,000円	仮徴収	30,000円	
		本徴収	30,000円	
28	36,000円	仮徴収	30,000円	
		本徴収	6,000円	
29	60,000円	仮徴収	6,000円	18,000円 (36,000円÷2)
		本徴収	54,000円	42,000円
30	60,000円	仮徴収	54,000円	30,000円 (60,000円÷2)
		本徴収	6,000円	30,000円

※仮徴収は4月・6月・8月、本徴収は10月・12月・2月の年金支払日

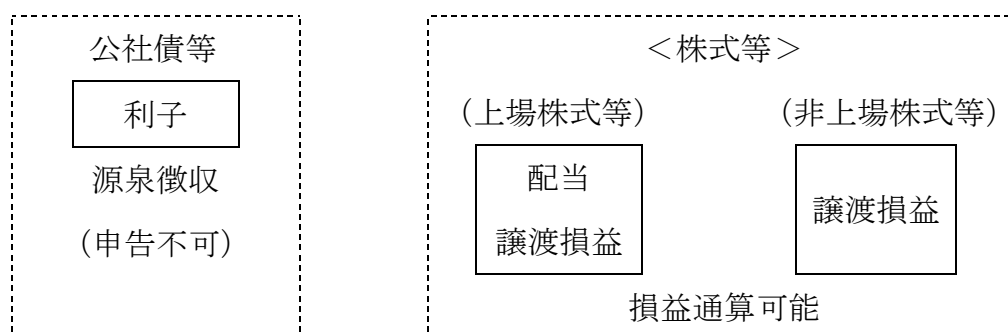
(2) 附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2関係（金融所得課税の一体化）

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度としました。また、公社債等を特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分した上で、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組し、損益通算できる範囲を公社債等にまで拡大して、公社債等の譲渡所得等の非課税制度は撤廃しました。

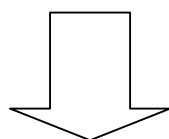
適用は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等及び譲渡益等からとします。

<金融・証券税制の概要>

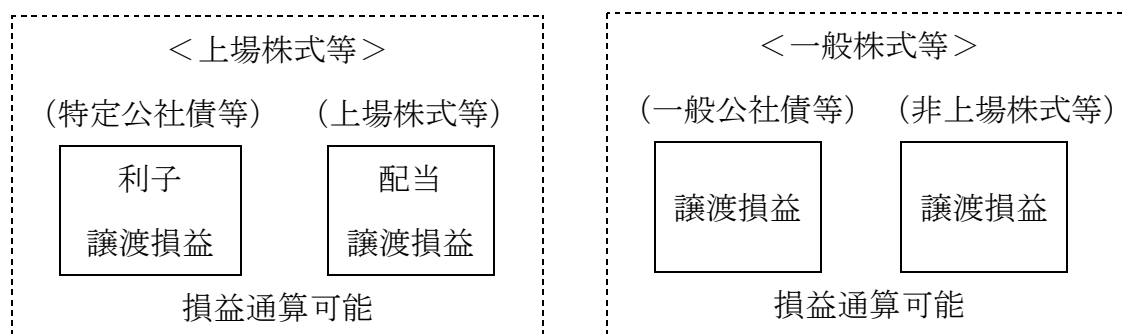
(改正前)



※公社債等の譲渡益は非課税



(改正後)



※特定公社債は国債、地方債等